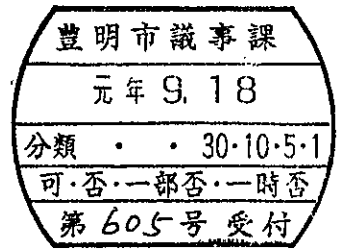


<参考>様式第4号

令和元年 9月18日

豊明市議会議長 殿



研修会・講演会等参加報告書

議員名 林 ゆきひろ

令和元年度 豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
令和元年8月22日	イーブルなごや (名古屋市)	<ul style="list-style-type: none">・決算資料及び健全化判断比率の見方、活用方法・その他決算審査のポイント・他自治体議員との情報交換 <p>※詳細は別紙報告書のとおり</p>

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

令和元年度政務活動費による研修の報告書

林 ゆきひろ

研修項目： 18年度決算をどう読むか
講師： 公益財団法人地方自治体総合研究所 菅原敏夫 氏
研修日時： 令和元年8月22日10時～16時
研修場所： イーブルなごや 第1研修室（旧女性会館）
参加費： 6000円
参加自治体： 豊明市、常滑市、日進市、長久手市、設楽町、愛西市、瀬戸市、大府市、
刈谷市、東郷町、みよし市、豊橋市

主な研修内容

10:00～12:00 菅原先生の講義

2017年地方自治法の改正による変更点（内部統制、監査、決算不認定、長等の賠償責任）
決算カード、健全化判断比率、財務書類の見方と活用に仕方について
決算審査のポイント

12:00～13:00 昼食 他の自治体議員との交流

13:00～15:50 各自治体の決算カード分析

15:50～16:00 総括

◆学んだこと

① 全般について

基本的な決算書の読み方や用語の理解ができた。また、他市町の決算状況を1つ1つ読み、それぞれの市町の状況や課題と本市の決算状況との比較をして、本市の状況や課題を把握することができた。

決算を審査することは、税金がどのように使われているかを確認するだけでなく、その効果をしっかり審査しなければならないことを学んだ。



決算勉強会の様子

② 2017年地方自治法の改正による変更点

2017年に地方自治法等の一部改正が行われ、特に大きなものは4項目（内部統制、監査体制の見直し、監査基準、決算不認定）あった。このうち、監査体制の見直し、決算不認定の場合の議会への報告については施行済み。内部統制、監査基準については2020年4月1日施行である。変更点で理解したことは以下のとおりである。

1. 内部統制

長は、内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備する。

2. 監査体制の見直し

条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くこともでき、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、選任することができる。また、監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

3. 監査基準

監査委員は、監査基準に従って監査をしなければならない。ただし、監査基準は、監査委員が定める。監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを議会、長、委員会及び委員に通知し、公表しなければならない。

4. 決算不認定の場合における議会への報告規定の整備

長は、決算の認定に関する議案が否決された場合、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

③ 決算審査のポイントと他の自治体との比較

「財政力指数」「実質収支比率」「実質公債比率」「将来負担比率」などの決算審査に必要な数値の確認と、本市の決算状況と他の自治体とを比較しながら、決算書の読み方を学んだ。

財政力指数は今年度本市では0.91であり、この数値が1以下であると地方交付税の支給される自治体となる。実質収支比率の目安は5%以上であるが今年度本市では9%、実質公債費比率は6.4%以下が目安であるが今年度本市では0.3%、将来負担比率は33.7%以下が目安であるが今年度本市では-22.4%であったので、良好であると言える。

◆所感

初めての決算審査であったが、様々な自治体の状況も学びながら、決算審査のポイントや決算書の読み方を学ぶことができた。

また、会派内でもさらに細かく実績報告書の読み込み、前年度比較なども行い、決算委員会に臨んだ。学んだことを活かし、様々な観点から市民の支払っている税金がどのような効果を生んでいるのかを審査することができた。